

「審判請求書」作成見本

無効審判：実用

特許 印紙 50,000	特許 印紙 5,000
--------------------	-------------------

(55,000円)

平成6年1月1日以降にされた  
実用新案登録出願に係る無効  
審判の場合

## 審判請求書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

特許庁長官 殿

1 審判事件の表示

実用新案登録第〇〇〇〇〇〇〇号実用新案登録無効審判事件

2 審判の請求に係る請求項の数 1

3 請求人

住所（居所） 東京都千代田区丸の内〇丁目〇番〇号

電話番号 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇

氏名（名称） 特許株式会社

（代表者 特許 太郎 ）

4 請求人代理人

（識別番号 100XXXXXX）

住所（居所） 東京都千代田区霞が関〇丁目〇番〇号

電話番号 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇

氏名（名称） 弁理士 代理 花子

（識別番号 100XXXXXX）

住所（居所） 東京都千代田区霞が関〇丁目〇番〇号

電話番号 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇

氏名（名称） 弁理士 代理 太郎  
連絡先 担当

5 被請求人

住所（居所） 東京都新宿区新宿〇丁目〇番〇号  
氏名（名称） 〇〇株式会社

6 請求の趣旨

実用新案登録第〇〇〇〇〇〇〇号の実用新案登録請求の範囲の請求項1に係る考案についての実用新案登録を無効とする、審判費用は被請求人の負担とする、との審決を求める。

7 請求の理由

(1) 請求の理由の要約

実用新案法第3条第2項（実用新案法第37条第1項第2号）

請求項	実用新案登録	証拠
1	A. .... B. .... C. ....  ・ ・ ・	甲第1号証(.....) ・ 第○頁第○行 ..... A. .... B. ....  甲第2号証(.....) ・ ・ ・
理由の要点	（請求項1） 本件考案は.....	

(2) 手続の経緯

出 願 令和〇〇年〇〇月〇〇日  
 登 録 令和〇〇年〇〇月〇〇日  
 （実用新案登録第.....号公報）

(3) 実用新案登録無効審判請求の根拠

実用新案登録第〇〇〇〇〇〇〇号の請求項1に係る考案（以下「本件登録実用新案」という。）は、甲第1号証及び甲第2号証に記載された考案並びに甲第3～5号証に記載された周知技術に基づいて、当業者がきわめて容易に考案をすることができたものであるから、実用新案法第3条第2項の規定により実用新案登録を受けることができないものであり、同法第37条第1項第2号に該当し、無効とすべきである。

(4) 本件登録実用新案を無効にすべきである理由

## ア 本件登録実用新案

本件登録実用新案は、実用新案登録第〇〇〇〇〇〇号の願書に添付された実用新案登録請求の範囲の請求項1に記載されたとおりの「……」であり、その構成のうち、……するようにしたことを特徴とするものであって、このような構成を採用することにより、……という効果を奏するものである。

## イ 引用考案の説明

(ア) 甲第1号証（……著「……」……出版社……年……月……日）には、以下の記載がある。

「……」（第〇〇頁第〇〇行～第〇〇頁第〇〇行）

この記載によれば、甲第1号証には、以下の考案（以下、「甲1考案」という。）が記載されている。

「……」

(イ) 甲第2号証

甲第2号証（特開平〇〇－〇〇〇〇〇号公報、×年×月×日発行）には、以下の記載がある。

「……」（特許請求の範囲第1項）

「……」（第〇頁第〇〇行～第〇〇頁〇〇行目）

(ウ) 甲第3号証

甲第3号証（特開平〇〇－〇〇〇〇〇号公報、△年△月△日発行）には、以下の記載がある。

「……」（第〇頁第〇〇行～第〇〇頁第〇〇行）

(エ) 甲第4号証

甲第4号証（実願平〇〇－〇〇〇〇〇号（実開平〇〇－〇〇〇〇〇号公報）のCD-ROM、□年□月□日発行）には、以下の記載がある。

「……」（第〇頁第〇〇行～第〇〇行）

(オ) 甲第5号証

甲第5号証（特開昭〇〇－〇〇〇〇〇号公報、〇年〇月〇日発行）には、以下の記載がある。

「……」（第〇頁第〇〇行～第〇頁第〇〇行）

## ウ 本件登録実用新案と証拠に記載された考案との対比

(ア) 本件登録実用新案と甲1考案とを対比する。

甲1考案における「〇〇」は、本件登録実用新案における「〇〇」に相当し、「〇〇」は「〇〇」に相当する。

したがって、両者は、以下の点で一致する。

・・・・・・・・

そして、以下の点で相違する。

相違点 1 : ・・・・・・・・

そこで、相違点 1 につき検討するに、甲第 2 号証には、・・・・・・・・と記載されており（以下、「甲 2 記載事項」という。）、甲第 1 号証の・・・・・・・・と甲第 2 号証の・・・・・・・・は「○○○○」という作用のために設けられているものである点で共通するから、当業者にとってみれば、甲第 1 号証の・・・・・・・・に代えて、甲第 2 号証の・・・・・・・・を転用することに格別の困難性はない。

相違点 2 : ・・・・・・・・

次に、相違点 2 につき検討するに、甲第 3 号証の・・・・・・・・という（以下、「甲 3 記載事項」という。）記載、甲第 4 号証の・・・・・・・・という記載（以下、「甲 4 記載事項」という。）及び甲第 5 号証の・・・・・・・・という記載（以下、「甲 5 記載事項」という。）にみられるように、・・・・・・・・として、・・・・・・・・と・・・・・・・・とはともに周知の手段であり、このいずれの手段を採用するかは、・・・・・・・・に応じて、当業者が任意に定めることができる単なる設計上の選択事項にすぎない。

(イ) さらに、本件登録実用新案 1 の効果としている・・・・・・・・についても、甲 1 考案、甲 2 記載事項、甲 3 記載事項、甲 4～5 記載事項から予測しうる範囲内のものであり、格別な作用効果を奏するものとはいえない。

## (5) むすび

以上のとおり、本件登録実用新案は、甲 1 考案及び甲 2 記載事項並びに甲 3～5 記載事項に基いて、実用新案登録出願前に当業者がきわめて容易に考案をすることができたものであるから、実用新案法第 3 条第 2 項の規定により実用新案登録を受けることができないものであり、同法第 37 条第 1 項第 2 号に該当し、無効とすべきである。

## 8 証拠方法

別添証拠説明書に記載のとおり。

## 9 添付書類の目録

- |               |               |
|---------------|---------------|
| (1) 甲第 1 号証写し | 正本 1 通、副本 2 通 |
| (2) 甲第 2 号証写し | 正本 1 通、副本 2 通 |
| (3) 甲第 3 号証写し | 正本 1 通、副本 2 通 |

- |             |           |
|-------------|-----------|
| (4) 甲第4号証写し | 正本1通、副本2通 |
| (5) 甲第5号証写し | 正本1通、副本2通 |
| (6) 審判請求書   | 副本2通      |
| (7) 委任状     | 1通        |
| (8) 証拠説明書   | 正本1通、副本2通 |

**証拠及び証拠説明書をDVD-Rで提出する場合、「添付書類の目録」は、以下のよう  
に記載してください。**

- |                              |      |
|------------------------------|------|
| (1) 甲第1～5号証写し及び証拠説明書 (DVD-R) | 正本1枚 |
| (2) 審判請求書                    | 副本2通 |
| (3) 委任状                      | 1通   |